

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定による処分をしたので、同法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 26 日

九州地方整備局長

垣下 禎裕

| 処分をした年月日 | 処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別 及びその者の登録番号 | 処分の 内容 | 処分の原因となった事実 |
|--------------------|--|-----------|---|
| 令和 8 年 1 月 19 日 | 久保山 博幸 一級建築士 第 232889 号 | 戒告 | 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 の規定により同条第 1 号に定める講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、定期講習を受けていないため、文書注意を受けたにもかかわらず、令和 7 年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。 |